

**訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけど解約したい…。
そんな時は…クーリング・オフを利用しましょう。**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

特定商取引法により、クーリング・オフの所定の期間(8日または20日)を経過した場合であっても、事業者がクーリング・オフを妨害するために虚偽の説明や威迫を行った結果、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、その事業者が自らクーリング・オフができる旨を記載した書面を消費者に改めて交付し、その期日から所定の期間(8日または20日)を経過するまでの間、消費者はクーリング・オフを行うことができます。

1. 契約書面を受け取った日を含めて下記期間内に書面で通知します。
2. 必要事項をハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
3. クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
4. ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
5. 支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス)	8日間
業務提供誘引販売 (内職商法、モニター商法)	20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。
◆消耗品(化粧品、健康食品など)で使った分は原則クーリング・オフができません。

ハガキの書き方 (例)

○年○月○日、貴社と○○○の
購入契約をしました。が、解除いたします。
つきましては、支払済みの○○○円を
至急返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日
〒○○○-○○○○
住所 ○○○市○○町○○○
氏名 ○○○○



**困ったときには、
お近くの消費生活センターにご相談ください。**

長野消費生活センター (〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1) *受付時間 8:30~17:00
☎ 026-223-6777 FAX 026-223-6771 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。

松本消費生活センター (〒390-0811 松本市中央1-23-1松本商工会館内) *受付時間 8:30~17:00
☎ 0263-35-1556 FAX 0263-35-0949 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。
(H25.2.12~松本合同庁舎内へ移転 〒390-0852 松本市島立1020 ☎ 0263-40-3660 FAX 0263-40-3701)

飯田消費生活センター (〒395-0034 飯田市追手町2-641-47) *受付時間 8:30~17:00
☎ 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。

上田消費生活センター (〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内) *受付時間8:30~17:00
☎ 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。

もしくは、市町村消費者相談窓口へ

悪質商法が狙っている!



**困った時には、
まず相談。**

長野県



キャッチセールス

つがまっちゃったかも...



アポイントメントセールス

こんははずじゃなかったかも...



マルチ商法

おいしい話にだまされたかも...



架空請求

身に覚え、ないかも...

●だまされやすい人
頼まれると断れない優しいタイプ。

●だましのアイテム
エステ、絵画、化粧品、健康食品など「無料体験」と言って誘うケースが多い。

●だまし文句

今、時間ある？
すぐ終わるから～



●だましのパターン
「無料ネイル、ためしてみない？」と街で声をかけられてついて行ったら、高額な化粧品を勧められ、断りづらい雰囲気になって契約しちゃった…。

●だまされないために
勧誘されてもいらないものは、きっぱり断ること！



●だまされやすい人
誘惑に負けてしまうタイプ。

●だましのアイテム
会員権、アクセサリー、英会話教材など高額な契約。「以前の契約の関係」と呼び出すこともよくある。

●だまし文句

おめでとうございます！
あなたが当選しました！



●だましのパターン
電話で知らない人に誘われて行ったら、ダイヤの指輪を強引に買わされちゃった…。忘れたころに、今度は別の人から「前の契約を解除してあげる」と呼び出された。

●だまされないために
怪しい誘いの電話は、ハッキリ断ってすぐに切ること！呼び出されても行かないこと！



●だまされやすい人
人の言うことをすぐに信じる純粋なタイプ。

●だましのアイテム
健康食品、化粧品、パソコンソフトなど。友人・知人・SNSから誘われるケースが多い。

●だまし文句

簡単にかせげるから！



●だましのパターン
「いい仕事がある」と先輩に誘われて説明会に行ったら、投資用DVDを買わされた。その後、人を誘って入会させればマージンがもらえると言われて…。

●だまされないために
「もうかるサイドビジネス」なんて甘い話は信じないこと！



●だまされやすい人
予期せぬことが起きると慌ててしまうタイプ。

●だましのアイテム
請求メール、請求書(出会い系サイトや債権回収業者を名乗る者などから)。支払い期限に猶予がなく、即決を迫ってくる。

●だまし文句

連絡がなければ法的措置をとります！



●だましのパターン
突然、総合情報サイトというところから請求メールが届いて…。契約した覚えがないので連絡したら、支払わないと訴えると言われて、すぐにお金を振り込んだ…。

●だまされないために
請求元には絶対に連絡せず、一切無視すること！



～29歳 30～59歳 60歳～ 不明

東京都内の消費生活センターへ寄せられた相談の件数(H23年度)

アノ手、コノ手で、だましのプロが迫ってくる！

